

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター設備サポート室運営規程  
平成23年4月25日  
23 学総規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則（以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター設備サポート室（以下「サポート室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 サポート室は、大型解析装置等の設備について、学内外を対象とした共同利用を推進し、共同研究等のマッチングを実施することを目的とする。

(業務)

第3条 サポート室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 設備共同利用化の推進及び設備マネジメントの強化
- 二 設備利用に関わる技術サポートの強化と技術教育プログラムの開発
- 三 設備共同利用情報に基づく、設備導入、更新、リユース、廃棄計画の立案
- 四 設備共同利用の学内外の潜在的需要を調査し、それらを活用した共同研究のマッチング
- 五 共同利用設備のメンテナンス、技術支援、利用実績の集計

(室長)

第4条 設備サポート室長（以下「室長」という。）は、学術研究支援総合センター長をもって充てる。

(特任職員)

第5条 サポート室に、コーディネーターマネージャー及び技術支援員を置く。

- 2 コーディネーターマネージャー及び技術支援員は、学術研究支援総合センター専任教員の指示を受け、第3条の業務を行う。

(評価委員)

第6条 サポート室の業務の統制及び評価のため、設備サポート室評価委員を置き、以下の者を以て充てる。

- 一 学術研究支援総合センター遺伝子実験施設長
- 二 学術研究支援総合センター機器分析施設長
- 三 財務企画チームリーダー
- 四 研究支援・産学連携チームリーダー

- 2 評価に関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、サポート室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月25日から施行する。